

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業Q&A

令和8年5月8日更新

No.	項目	質問	回答
1	助成の対象（共通）	申請受付期間内に新たに事業所を開設する予定だが、助成対象となるか。	令和8年4月1日から令和8年9月30日の間でサービス提供実績のある区内事業所を対象といたします。開設だけでは助成対象とはなりませんのでご注意ください。
2	助成の対象（共通）	いつ購入した物品が助成の対象になるか。	<p>交付申請を行った場合、令和8年4月1日から令和8年12月25日までに購入した助成対象物品が助成の対象になります。そのため、交付申請前であっても令和8年4月1日以降に購入した物品は助成対象になります。</p> <p>ただし、実績報告の際に必要なため、購入の際は、下記を保管するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した自転車等のカタログ等の写し（カタログが用意できない場合は、購入した自転車および付属品の写真、型番、メーカーがわかる書類） ・領収書及び領収書等の購入実績が確認できる書類（領収書及び納品書が用意できない場合は、購入日及び購入物品の内訳(金額・個数)がわかる書類)
3	助成の対象（電動アシスト自転車等）	令和7年度に申請を行っているが、申請は可能か。	<p>令和7年度にすでに申請を行っている事業所は、電動自転車及びその付属品の申請はできませんが、暑熱対策物品の申請は可能です。</p> <p>ただし、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援の事業所の電動アシスト自転車の申請において、常勤の介護支援専門員の人数が1名から2名に増えた場合、追加で1台分の申請が可能です。</p>
4	助成の対象（電動アシスト自転車等）	<p>（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援の事業所のみ）</p> <p>令和7年度は常勤の介護支援専門員が1名だったため1台分の申請を行ったが、8年度に常勤の介護支援専門員の人数が増えた。この場合、電動アシスト自転車はもう1台分追加で申請することは可能か。</p>	申請は可能です。様式にその場合専用の記載する項目がありますので、記入いただきますようお願いいたします。
5	助成の対象（電動アシスト自転車等）	<p>（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援の事業所のみ）</p> <p>令和7年度、常勤の介護支援専門員が2名以上だったが1台分の申請を行っている。この場合、8年度に電動アシスト自転車はもう1台分追加で申請することは可能か。</p>	申請はできません。令和8年度の電動アシスト自転車等購入費用助成は、暑熱対策物品を除き、7年度に申請ができなかった事業者を対象とするものです。7年度に申請を行った事業所は、No.3,4の場合を除き、追加の申請はできませんのでご注意ください。
6	助成の対象（電動アシスト自転車等）	変則ギアは付いているが電動アシスト機能は付いていない自転車は対象か。	対象になりません。電動アシスト機能が付いている自転車が対象です。
7	助成の対象（電動アシスト自転車等）	電動キックボートは対象か。	対象になりません。自転車(ペダルがついている、人力で運転するもの)が対象です。

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業Q&A

令和8年5月8日更新

No.	項目	質問	回答
8	助成の対象（電動アシスト自転車等）	替えのバッテリーや自転車に取り付けるカゴ、雨よけのカバーなどは対象か。	<p>費用は付属品及び当該電動アシスト自転車を安全に使用させるために必要な物品も含まれます。</p> <p>下記付属品が申請の対象となり、これ以外の付属品は申請の対象になりません。詳細は「申請可能な付属品一覧」をご確認ください。</p> <p><台数分の申請が可能なもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備用バッテリー ・バッテリー用の充電器(予備用バッテリーは対象外) ・自転車のかご（後ろかご含む） ・かごを取り付ける場合のキャリア ・自転車の雨除けカバー ・ハンドルカバー ・かごカバー ・ドロケ ・鍵類 <p><使用する人数分の申請が可能なもの></p> <p>→助成金額の範囲内であれば、運転する人数に見合った数の申請が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・雨具 ・長靴 <p><物品以外で申請が可能なもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車組立料
9	助成の対象（電動アシスト自転車等）	職員が身に着けるサングラスやサンバイザー等は対象になるか。	<p>対象になりません。本助成における付属品は電動アシスト自転車に付属する防犯や安全運転に寄与するものが対象になります。</p> <p>防犯や安全運転の目的以外で自転車に追加で設置する物品や自転車のメンテナンスに係る物品等については、申請の対象外となります。</p> <p>申請可能な付属品の詳細は「申請可能な付属品一覧」をご確認ください。</p>
10	助成の対象（電動アシスト自転車等）	付属品のための申請は可能か。	<p>付属品のための申請はできません。電動アシスト自転車とあわせて申請してください。</p> <p>なお、暑熱対策物品のための申請は可能ですが、後から電動アシスト自転車分の申請を行うことはできませんので、申請の際はご注意ください。</p>
11	助成の対象（電動アシスト自転車等）	防犯登録にかかった費用は対象か。	<p>対象になりません。本助成は物品の購入にかかる費用が対象となります。</p> <p>申請可能な付属品の詳細は「申請可能な付属品一覧」をご確認ください。</p>

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業Q&A

令和8年5月8日更新

No.	項目	質問	回答
12	助成の対象（暑熱対策物品等）	暑熱対策物品のみの申請は可能か。	可能です。ただし、後から電動アシスト自転車分の申請を追加で行うことはできませんので、申請の際はご注意ください。
13	助成の対象（暑熱対策物品等）	暑熱対策物品はどのような物品が対象になるか。	<p>電動アシスト自転車を使用する際に暑熱対策として、使用する物品が対象になります。下記物品が申請の対象となり、これ以外は申請の対象になりません。詳細は「申請可能な付属品一覧」をご確認ください。</p> <p><使用する人数分の申請が可能なもの> →助成金額の範囲内であれば、使用する人数に見合った数の申請が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調服 ・冷却ベスト ・ネックファン ・アイスリング ・冷感タオル ・接触冷感衣類
14	助成の対象（電動アシスト自転車等）	冷感シートは対象になるか。	消耗品のため、対象になりません。
15	助成の対象（電動アシスト自転車等）	経口補水液などの飲料水は対象になるか。	消耗品のため、対象になりません。
16	助成の対象（電動アシスト自転車等）	ハンディファンは対象になるか。	対象になりません。ネックファン(手をふさがらないもの)であれば対象になります。
17	助成の対象（共通）	過去に購入した物品の費用は対象か。	令和8年4月1日以前に購入した物品は対象になりません。
18	助成の対象（電動アシスト自転車等）	付属品のバッテリーは過去に購入した自転車のバッテリーも対象か？	助成対象は、今回購入する電動自転車の付属品限定となります。過去に購入した自転車のバッテリーは対象外です。

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業Q&A

令和8年5月8日更新

No.	項目	質問	回答
19	助成の対象（共通）	自分の事業所が助成の対象になるかがわからない。	<p>世田谷区内を所在地とする以下のサービスを営む事業所がある法人が対象となります。法人において営んでいる事業所が以下のどれに該当するかご確認ください。</p> <p>①訪問介護 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ③小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 ④居宅介護支援 ⑤介護予防支援(居宅介護支援事業を行う事業所と一体的に運営されている事業所を除く。)</p>
20	助成の対象（共通）	2事業所を持っているがそれぞれ申請できるということでしょうか。	申請対象の事業所であれば2事業所分申請できます。
21	助成の対象（共通）	訪問介護事業所に小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援が併設されているが、その場合は、事業所の数だけ申請が可能か？	併設されている事業所が、事業対象であれば、併設する事業所分も申請が可能です。
22	助成の対象（共通）	訪問看護は対象になるか。	訪問看護については、利用者の年齢等から、医療保険が適用されるケースと介護保険が適用されるケースがあり、そのすみわけが難しいため、今回は「訪問系の介護保険サービスを提供している介護事業所への支援」という側面から対象外とさせていただきます。
23	助成の対象（共通）	介護予防総合支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)は対象になるか。	介護予防総合支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)は対象となりません。

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業Q&A

令和8年5月8日更新

No.	項目	質問	回答
24	助成の対象（共通）	助成の対象にある「介護予防支援」とはどのようなものを指すのか。	居宅介護支援事業を行う事業所と一体的に運営されている事業所を除く、介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業（介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成・調整）を行う事業所を指します。
25	助成の対象（共通）	障害の事業所分は対象にならないのか。	対象になりません。高齢者の介護サービス事業所分のみです。
26	助成経費	自転車について、上限の15万円は税込み価格か	税込み価格です。
27	助成経費	暑熱対策物品について、上限の5万円は税込み価格か	税込み価格です。
28	助成経費	電動アシスト自転車等と暑熱対策物品等の分配は任意で分けられるのか。 例えば、電動自転車15万円と暑熱対策物品5万円を、電動自転車20万円と暑熱対策物品0円に分けることは可能か。	任意の振り分けは不可です。電動アシスト自転車等で余った金額を暑熱対策物品等に振り分けることはできません。 電動アシスト自転車等の費用が20万円、暑熱対策物品等の費用が0円だった場合は、15万円が助成費用の上限になります。
29	助成経費	電動アシスト自転車等と暑熱対策物品等について、国や都において既に同様の助成金を申請済みもしくは受け取り済みだが、その場合でも区へ助成金を申請することは可能か。	原則申請はできません。 ただし、国や都から受けた助成額を差し引き、残額が発生する場合に限り、区に対しても上限金額の範囲内で申請を行うことが可能です。

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業Q&A

令和8年5月8日更新

No.	項目	質問	回答
30	申請方法	窓口申請は可能か。	本助成事業は補助金申請システム（jGrants）のみの申請受付となります。窓口、郵送等による申請は受け付けておりません。
31	申請方法	申請締め切りが12月末とあるが、具体的にはいつまでか。	令和8年9月30日(水)23:59までに受けた申請が審査の対象になります。締め切りをすぎますと、申請は不可となりますのでご注意ください。
32	申請方法	申請の受付が途中で締め切られることはないか。	交付する金額が、本助成事業として確保している予算を超えた場合は、受付を途中で締め切る可能性がございます。
33	補助金申請システム（jGrants）	申請の仕方がわからない。	申請方法の詳細をマニュアルにしておりますので、区ホームページ(ページID: 25883)からご確認ください。
34	補助金申請システム（jGrants）	補助金申請システム（jGrants）内で検索し、本助成事業を探したが見つからない。	区ホームページ(ページID: 25883)に申請用URLのリンク及びマニュアルを掲載していますので、そちらを参考に申請をお願いいたします。
35	補助金申請システム（jGrants）	GビズIDがわからない。	デジタル庁の電話窓口にお問合せください。 0570-023-797 【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）
36	交付申請書	申請書が数種類あるが、どれを使用すればよいか。	社会福祉法人は「第1号様式（社会福祉法人）」を、社会福祉法人以外は「第1号様式（社会福祉法人以外）」を使用してください。
37	交付申請書	申請は法人名と事業所名のどちらで作成すればよいか。	法人名でご作成ください。
38	交付申請書	同一法人で区内に複数の事業所を経営している。事業所ごとに申請書を作成するのか。また添付書類も同様か。	法人単位で作成してください。事業所に関する情報は、「別紙 世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業計画書」を使用し、作成してください。 ※助成金の交付申請は1回が限度のため、申請する事業所に漏れが無いようご注意ください。
39	交付申請書	「別紙 世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業計画書」の助成事業の内容には何を記載すればよいか。	本件助成事業の対象となる商品の、購入予定物品の購入予定時期、内容(選択式)、購入予定品目(選択式)、備考を記入ください。
40	交付申請書	(社会福祉法人のみ) 申請書に記載の「理由書」とはどのようなものか。	様式は問いません。A4の用紙に「理由書」のタイトルを付け、申請日、法人情報を記載したうえで、法人（事業所）における電動アシスト自転車を購入する必要性等をご記入ください。

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業Q&A

令和8年5月8日更新

No.	項目	質問	回答
41	交付申請書	申請書に記載の「請求情報（世田谷区の被保険者へのサービス提供に伴う報酬算定状況）を確認できる書類」とはどのようなものか。	介護給付費等支払決定内訳書を提出ください。
42	交付申請書	対象となる台数が2台以上のところ、都で1台、区で残りの台数の購入を考えている。その場合、他の助成金等の収入額には、何を代入すればよいのか。	<p>・区の補助金を活用する自転車のみ申請してください。交付申請書（第1号様式）のうち「3国又は他の地方公共団体等からの補助の有無」は「無」とし、別紙の「他の助成金等の収入額」は0としてください。</p> <p>・なお、同一の自転車に対して都と区の両方の補助金を活用する場合には、都への申請を先に行い、第1号様式添付資料のうち「他の助成金等の収入額」に都からの補助金交付決定金額を入力してください。</p>
43	決定通知書	決定通知書はいつ届くのか。	交付申請書を收受した後、審査を行い、内容に問題がなければ、順次交付可否決定通知書を補助金申請システム（jGrants）内にて送付します。審査期間は1か月を目安にしていますが、申請数等により、時期は前後する可能性がありますので、ご承知おきください。
44	物品の購入	交付申請を行ったらすぐ買ってよいのか	<p>問題ありません。</p> <p>ただし、実績報告の際に必要なため、購入の際は、下記を保管するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した自転車等のカタログ等の写し（カタログが用意できない場合は、購入したの自転車および付属品の写真、型番、メーカーがわかる書類） ・領収書及び領収書等の購入実績が確認できる書類（領収書及び納品書が用意できない場合は、購入日及び購入物品の内訳(金額・個数)がわかる書類)
45	物品の購入	ネット通販も対象か	<p>ネット購入でも構いません。</p> <p>ただし、実績報告の際に必要なため、購入の際は、下記を保管するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した自転車等のカタログ等の写し（カタログが用意できない場合は、購入したの自転車および付属品の写真、型番、メーカーがわかる書類） ・領収書及び領収書等の購入実績が確認できる書類（領収書及び納品書が用意できない場合は、購入日及び購入物品の内訳(金額・個数)がわかる書類)
46	物品の購入	どこで買っても同じ値段ではないか。	販売店によって価格は変わります。
47	物品の購入	助成上限金額以上のものを買ってもよいのか。	構いませんが、区からの助成は電動アシスト自転車等は15万円、暑熱対策物品は5万円が上限になります。

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業Q&A

令和8年5月8日更新

No.	項目	質問	回答
48	物品の購入	1事業所に対し、1台7万円程度の低価格の電動自転車を2台購入してもよいのか。	1事業所ごとに、自転車等1台分の購入費用として15万円を上限としております。よって、1事業所に対して2台購入することはできません。 ただし、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援事業所に常時勤務する介護支援専門員が2名以上いる場合は、自転車等2台分の購入費用として30万円を上限とします。
49	物品の購入	暑熱対策物品はいくつ買ってもいいのか。	助成金額の範囲内であれば、使用する人数に見合った数の申請が可能です。 ただし、1事業所あたり5万円が助成の上限になります。
50	物品の購入	物品の購入はいつまでに行えばよいのか。	令和8年12月25日(金)までに購入した物品の助成の対象になります。それ以降に購入した場合、助成の対象になりませんので、ご注意ください。
51	物品の購入	交付決定を受けた後、対象外の物品を購入してしまったが、実績報告書を提出すれば、助成は受けられるのか。	助成対象外の物品を購入した場合、その物品にかかる助成は受けられません。 対象となる物品は「申請可能な付属品一覧」をご確認いただくか、不明な物品がある場合は、世田谷区補助金受付窓口(03-5432-2880)へご連絡ください。
52	実績報告書	実績報告書はいつまでに提出すればよいのか。	12月25日(金)までに実績報告書の提出をお願いします。 暑熱対策物品についても同様の対応になります。
53	実績報告書	報告書が数種類あるが、どれを使用すればよいのか。	社会福祉法人は「第7号様式(社会福祉法人)」を、社会福祉法人以外は「第8号様式(社会福祉法人以外)」を使用してください。
54	実績報告書	(社会福祉法人) 補助事業実績報告書の「費目」「摘要」欄には、何を記入すればよいのか。	特段指定はございませんが、例えば「費目」には「需用費」、「摘要」には「電動アシスト自転車等の購入費」等をご記入ください。
55	実績報告書	「購入予定の自転車等のカタログの写し」とはどのようなものか。カタログがない商品の場合どうすればよいのか。	自転車メーカーが発行しているカタログやインターネットサイトに掲載されているものなど、自転車の商品名、画像、品番、販売店がわかる書類であれば問題ありません。 暑熱対策物品についても同様の対応になります。

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業Q&A

令和8年5月8日更新

No.	項目	質問	回答
56	実績報告書	購入実績が確認できるものとするが、レシートや請求書でもよいか。	購入実績が確認できるものは、購入した法人名及び購入日、金額がわかるものである必要があります。原則は領収書及び納品書を添付いただきますようお願いいたします。レシートや請求書のみの提出の場合は、購入した物品の内訳（金額・個数）がわかる書類を加えて添付してください。
57	実績報告書	jGrantsの入力フォーム「補助事業の目的及び内容」には何を書けばいいか？	HPにある電子申請マニュアルに記載例を掲載しています。「従業者の負担軽減を目的に電動アシスト自転車及びその付属品、暑熱対策物品等を購入する」等の理由を記載いただければ問題ありません。
58	交付額確定通知書	交付額確定通知書はいつ届くのか。	実績報告書を收受した後、審査を行い、内容に問題がなければ、順次交付額確定通知書を補助金申請システム（jGrants）内にて送付します。審査期間は1か月を目安としていますが、申請数等により、時期は前後する可能性がありますので、ご承知おきください。
59	助成金請求書	請求書（第11号様式）に「～で交付額確定通知を受けた～」とあるが、どの通知の日付等を記入すればよいか。	実績報告書提出後、区から通知いたします「世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成金交付額確定通知書」の右上に記載の文書番号や年月日をご記入ください。
60	助成金請求書	請求書の申請を2回に分けることで、助成金の交付を2回に分けて受けることはできるか。	助成金の交付は1法人につき1回のため、2回に分けて助成金を申請・交付することはできません。
61	助成金の交付	助成金の交付はいつ頃に受けることができるか。	助成金請求書を收受した後、審査を行い、内容に問題がなければ、順次振込処理を行います。時期により振込時期に遅れが出る可能性がありますので、ご承知おきください。
62	その他	区のホームページを見てもわからない場合はどうすればよいか。	世田谷区補助金受付窓口(03-5539-3244)へご連絡ください。
63	その他	来年度も同様の助成事業は行う予定か。	今年度までの事業の予定です。